

給 与 規 程

(正社員)

※契約社員及びパート職員を除く

株式会社 健康館

令和6年10月更新

- **賃金規程**
この規程は、株式会社健康館 就業規則第54条に基づき、正社員の賃金等について定めたものである。ただし、契約社員及びパートタイム等、就業形態が特殊な勤務に従事するものについては、別に定める給与規程(時給)または個別の労働条件通知書により定める。

- **賃金の構成**

基本給	交通費	勤続年数手当	ケアマネ請求件数手当	訪問介護歩合支給
キャリア評価給	深夜割増賃金	売上手当	加算減算	訪問看護
処遇改善手当	送迎手当	大入り	自社サービス	訪問介護土日出勤
活動手当	日曜出勤手当	その他支給	訪問事務時間	
配属手当	家族手当	オンコール	訪問介護管理者手当	

時間外手当 名称 時間外労働、深夜割増賃金、夜勤者残業代、その他時間外、訪問看護時間外

- **賃金について**
1、正社員の賃金は月給とし、月途中で入社・休職・退職等があった場合の賃金は日割り計算し、支給する。
2、賃金は労働に対する対価であるため、不就労に関しては支給しない。

- **労働時間及び休憩時間**
※就業規則第12条～第17条
1か月単位の変形労働時間制を適用しない労働者については、1週間の所定労働時間は40時間、1日の所定労働時間は8時間とする。
休憩時間については、1日の労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間をとる事とする。

- **時間外労働計算方法**
※就業規則第18条～第19条
週40時間、1日8時間の法定労働時間を超えて働いた分を時間外労働(以下残業)として支給。
残業に対して発生する賃金は、1時間あたりの賃金の25%増となる。
1時間あたりの賃金(時給)×1.25(割増率)×残業時間で算出。
1時間あたりの賃金は、「月給÷所定労働時間÷所定労働日数」で求める。
上記1時間あたりの賃金計算が難しい場合、1年間の平均労働時間、172時間で求める。
「月給÷平均労働時間172時間」=1時間あたりの賃金
月給(基礎賃金)には、家族手当・通勤手当・臨時に支払われた賃金などは含まれない。

- **給与支払日**
月末締め翌月25日払い ※25日が土曜日祝日にあたる場合、その前日に支給。

- **賃金の支払い方法**
賃金は、正社員に対し、現金または指定する金融機関の口座に振り込むことにより賃金を支払うものとする。
前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは支払いのとき控除する。
(1)源泉所得税
(2)市町村民税(特別徴収対象者)
(3)健康保険・介護保険料
(4)雇用保険料
(5)厚生年金保険料
(6)労働者代表者との書面による協定により賃金から控除することとしたもの
(7)会社支給の食事を注文した際の食事代
(8)正社員寮の家賃

- **入社時は「有期雇用社員」となり、その後、評価でB以上(特定技能者は評価に加えN2以上必要)となった者については、面接後、本人の希望により「無期雇用正社員」となる。**

◆ 基本給

基本給は、配属先で適用される資格によって決まる。(訪問)は、配属先が訪問介護ステーション百年の杜大磯の場合に適用。

資格要件	支給額
無資格	200,000
初任者研修相当	200,000
介護福祉士相当	200,000
介護支援専門員相当	200,000
看護師相当	220,000
初任者研修相当(訪問)	200,000
介護福祉士相当(訪問)	200,000
介護支援専門員相当(訪問)	200,000

◆ 処遇改善手当

注意:給与手当の届け出忘れ等による遡及支給は最大2カ月前まで
配属先が適用資格の業務である事。※児発管Bは、基礎研修まで修了している者。また、Aは実際に配置で対象。

処遇改善加算キャリアパス(有資格)

資格	通常	評価B	評価A
初任者研修	5,000	13,000	16,000
実務者研修	7,000	15,000	18,000
介護福祉士	14,000	24,000	27,000
介護支援専門員	4,000	4,000	4,000
社会福祉主事	5,000	5,000	5,000
社会福祉士	15,000	15,000	15,000
精神保健福祉士	19,000	19,000	19,000
准看護師	20,000	27,500	27,500
正看護師	40,000	47,500	47,500
保健師	42,500	42,500	42,500
理学療法士	15,000	15,000	15,000
作業療法士	15,000	15,000	15,000
栄養士	5,000	5,000	5,000
保育士	25,000	37,000	40,000
児童指導員	20,000	37,000	40,000
教諭免許	25,000	37,000	40,000
児童発達支援管理責任者A	65,000	92,000	95,000
児童発達支援管理責任者B	35,000	47,000	50,000
主任介護支援専門員	17,500	17,500	17,500
調理師免許	22,000	22,000	22,000
医療事務	5,000	5,000	5,000
無資格	0	0	0
初任者研修(訪問)	6,000	14,000	17,000
実務者研修(訪問)	7,500	15,500	18,500
介護福祉士(訪問)	10,000	20,000	23,000
実務者研修(訪問)(管理者)	17,500	25,500	28,500
介護福祉士(訪問)(管理者)	20,000	30,000	33,000

◆ 家族手当

当社の職員が扶養者で扶養児童が満18歳になるまで支給。
扶養を脱退、もしくは18歳になった時点で手当の権利が消失。
最大一人までの支給。

支給額	5,000
-----	-------

◆ キャリア評価給

対象者は、管理者、相談員、サポーター、副管理者、サービスリーダー
毎年12月に該当職員の評価を統括3人で実施して0円～7,500円のベースアップ額を決定する。予
算額は、会社全体の利益状況で決定する。

支給額	0～7,500
-----	---------

勤続年数手当。無期雇用社員についてのみ支給。カウントは入社日より。有期雇用社員は対象外。	
達成内容	支給額
7ヶ月～	1,500
12ヶ月～	3,000
24ヶ月～	4,500
36ヶ月～	6,000
60ヶ月～	7,500
72ヶ月～	9,000
84ヶ月～	10,500
96ヶ月～	12,000
108ヶ月～	13,500
120ヶ月～	15,000
132ヶ月～	16,500
144ヶ月～	18,000
156ヶ月～	19,500
168ヶ月～	21,000
180ヶ月～	22,500
192ヶ月～	24,000
204ヶ月～	25,500
216ヶ月～	27,000
228ヶ月～	28,500
240ヶ月～	30,000
252ヶ月～	31,500
264ヶ月～	33,000
276ヶ月～	34,500
288ヶ月～	36,000
300ヶ月～	37,500
312ヶ月～	39,000
324ヶ月～	40,500
336ヶ月～	42,000
348ヶ月～	43,500
360ヶ月～	45,000

処遇改善キャリアパス（勤続年数）

- 月給者に対して支給。
- 勤続6ヶ月以内は対象外。
- 勤続1年未満の勤務者に対しては、90%支給。
- 支給時期は毎年7月、12月とする。
- 賞与売上手当の算定期間については7月分が12月～5月とし、12月分が6月～11月とする。また、支給対象者は評価B以上の者。
- 特定技能及び技能実習生については、評価B以上かつN2以上保有であれば売上手当の対象となる。
- 欠勤があった場合、1日につき、10%の支給減。また、管理者や統括から指導を受けて、改善が無い場合、減給支給となる場合がある。
- サポーター等とはサポーター、サービスリーダー、副管理者を指す。
- 勤続年数の計算は12月賞与は11月30日時点、7月賞与は6月30日時点での勤続年数で計算
- 賞与は処遇改善加算によって支給している為、加算見込額が前年度を下回る場合や業績悪化によっては一部支給もしくは無支給となる場合がある。
- 管理者等から勤務態度、その他業務改善指示をされても改善が見られない場合、減額支給となる場合がある。

処遇改善（賞与一時金）

賞与の内訳		支給額
勤続10年以上のエリアマネージャー及び統括		430,000 ※夏は150,000または290,000
勤続10年以上の訪問介護のサ責及び管理者		363,588
勤続10年以上のデイ等の管理者、相談員、サポーター等		300,000
勤続10年以上の介護福祉士保有の訪問介護職員		300,990
勤続10年以上の介護福祉士保有の介護職員		262,000
勤続5年以上のエリアマネージャー及び統括		385,000 ※夏は105,000または245,000
勤続5年以上の訪問介護のサ責及び管理者		308,588
勤続5年以上のデイ等の管理者、相談員、サポーター等		250,000
勤続5年以上の介護福祉士保有の訪問介護職員		262,990
勤続5年以上の介護福祉士保有の介護職員		210,000
勤続5年未満の訪問介護のサ責及び管理者		243,588
勤続5年未満のデイ等の管理者、相談員、サポーター等		210,000
勤続5年未満の介護福祉士保有の訪問介護職員		210,990
勤続5年未満の介護福祉士保有の介護職員		182,000
その他該当役職者		200,000
上記に非該当の介護職員	介護職員及びその他正社員	150,000
上記に非該当の訪問介護	訪問介護職員	185,990
看護職員		250,000
賞与売上手当 ※無期雇用の正社員かつ総合評価B以上	15%	105,000
	25%	175,000
	35%	245,000
	10%	55,000

◆ 配属手当1

配属内容	支給額
管理者	10,000
居宅管理者	10,000
生活相談員	10,000
サ責	10,000
児童発達支援管理責任者A	10,000
児童発達支援管理責任者B	5,000
兼務 管理相談	20,000
兼務 管理サ	20,000
兼務 管理児	20,000
調理責任者	11,500

◆ 配属手当2

サポーター	10,000
サービスリーダー	5,000
副管理者	5,000

※上記配属対象者は今後、キャリア業績給の対象となるため、一部(サポーター)の手当を見直しさせていただきます。但し、R5現在、現任のサポーターについては、減額はありません。

◆ 売上手当

売上手当一覧(令和6年3月分まで)												
■この手当の対象者:管理者・生活相談員・児発管(A,B)・管理者兼相談員・管理者兼児発管・サ高住管理者												
■売上に対しての人件費割合が下記、人件費率を下回った場合に支給												
■対象者であっても評価C以下は対象外												

	シニア倶楽部湯河原		デイサービス千歳川		多機能倶楽部千歳川		シニア倶楽部岩原		デイサービス古清水		あったかサポートねこのて	
	売上	人件費	売上	人件費	売上	人件費	売上	人件費	売上	人件費	売上	人件費
E	6,500,000	60% 以下	6,200,000	60% 以下	4,800,000	70% 以下	2,400,000	60% 以下	6,100,000	60% 以下	2,200,000	60% 以下
D	6,750,000		6,400,000		5,200,000		2,500,000		6,250,000		2,400,000	
C	7,000,000		6,600,000		5,300,000		2,600,000		6,400,000		2,600,000	
B	7,250,000		6,800,000		5,750,000		2,700,000		6,650,000		2,800,000	
A	7,500,000		7,000,000		6,000,000		2,800,000		6,900,000		3,000,000	

	カルチャーリゾート大井		百年の杜大磯		デイサービス百年の杜大磯		カルチャーリゾート秦野	
	売上	人件費	売上	人件費	売上	人件費	売上	人件費
E	10,200,000	60% 以下	5,200,000	35% 以下	2,000,000	60% 以下	13,800,000	60% 以下
D	10,500,000		5,350,000		2,100,000		14,150,000	
C	10,900,000		5,500,000		2,200,000		14,500,000	
B	11,200,000		5,650,000		2,300,000		14,850,000	
A	11,600,000		5,800,000		2,400,000		15,200,000	

	手当額
A	30,000
B	25,000
C	20,000
D	15,000
E	10,000

百年の杜ゆがわら		所属正社員全員に支給	
売上	人件費	手当額	
3,000,000	規定なし	5,000	
3,300,000		7,500	
3,600,000		10,000	
3,900,000		12,500	
4,200,000		15,000	
4,500,000		17,500	
4,800,000		20,000	

百年の杜訪問看護		所属正社員(看護、PT、OT)に支給	
常勤換算を達成し、売上達成で支給	人件費	手当額	
4.5人以上配置	4,500,000	10,000	
5人以上配置	5,300,000	20,000	
6人以上配置	6,100,000	30,000	
7人以上配置	6,900,000	40,000	
8人以上配置	7,700,000	50,000	
9人以上配置	8,500,000	60,000	
10人以上配置	9,300,000	70,000	

※常勤換算は、看護職員、PT、OTが4.5人以上から支給対象
 ※訪問看護常勤換算2.5人を下回った場合、対象外。管理者は0.5人で計
 ※常勤換算は、給与対象月を含めた前3ヶ月の看護職員の平均常勤換算値

◆ 送迎手当

5人乗り=軽自動車やファンカーゴ、スペイドクラス
 6人乗り=ボクシークラス
 8人乗り=ハイエースクラス

達成内容	支給額
5人乗り車両運転	5,000
6人乗り車両運転	5,500
8人乗り車両運転	6,000

◆ みなし時間外手当

みなし時間外手当は、時間外割増賃金の支払いに充てるものとして、毎月定額で支給する。みなし時間外手当の相当時間は個別に通知する。
 みなし時間外手当分を超えた分、時間給×25%支給となる。
 所定休日出勤をした場合の計算はみなし時間分と合算となる。

配属職種	支給額
管理者	27,500
居宅管理者	12,450
生活相談員	20,000
介護支援専門員業務	10,000
PTOT	10,000
サ責	25,000
児童発達支援管理責任者A	25,000
児童発達支援管理責任者B	5,000
兼務 管理相談	27,500
兼務 管理サ	27,500
兼務 管理児	27,500
調理責任者	10,000
総務	10,000
看護職員	15,000
介護職員	5,000
管理者(訪問)(管理者)	12,000
サ責(訪問)	22,000
兼務 管理サ(訪問)(管理者)	32,000
介護職員(訪問)	5,000
夜勤専従介護職員(訪問)	0
夜勤専従介護職員	3,000
その他	実績に応じて決定

◆ 日曜出勤手当

日曜日に出勤した際、支給。

職種	支給額
看護職員	1時間につき 300

◆ ケアマネ手当

対象者：介護支援専門員業務者

加算・減算手当については、集中事業所減算等で減算となった場合、減額支給となる。加算は特定事業所加算も対象。

自社サービス紹介手当は、自社事業所にサービス提供を依頼し得た実績の単位数が対象となる。同一建物減算が発生する利用者及び医療保険訪問看護の点数は対象外。多機能倶楽部千歳川への紹介の場合、ケアマネが変更となっても、多機能で得た単位数は利用が続く限り、自社サービス対象となる。但し、その時、訪問看護を利用している場合、訪問看護の単位数は対象外となる。

サ高住本入居紹介手当は、ショートステイや特別な条件での入居を除く。

職種	支給額	
要介護者請求件数手当(居宅支援介護費 I 2)	1件につき	1,300
要介護者請求件数手当	1件につき	1,000
要支援者請求件数手当	1件につき	500
加算・減算手当	単位数	200%
大磯中村原本入居者紹介手当(小田原湯河原居宅のみ)	1件につき	10,000

◆ 訪問看護手当

対象者：訪問看護職員

訪問看護独自規程。

オンコール手当については、AまたはA+、BまたはB+のいずれかとなる。

年末年始手当でオンコールによる出勤が無かった場合は、オンコール手当対象外。

12月31日～1月3日までは休日扱いとする。

手当名称	支給額	
オンコール手当A	土日祝日の日中受け持ち1回につき	4,200
オンコール手当B	夜間受け持ち1回につき	500
オンコール手当A+	Aに加え、過去3ヶ月に癌末期や特指示有	10,000
オンコール手当B+	Bに加え、過去3ヶ月に癌末期や特指示有	2,500
年末年始手当	12月30日時間外含み出勤した場合1日につき	2,000
年末年始手当	12月31日 1月1日	5,000
年末年始手当	1月2日 1月3日	4,000
時間外訪問手当	別紙訪問看護歩合手当表参照	
訪問看護手当	総売上上の10%分を全訪問看護職員に時間数分振り分け(例：50万売上たら5万)。但し、入社1年までは固定で5万支給し、5万を継続的(2～3ヶ月)に超えた場合、通常規程(総売上10%分を全訪問看護職員に時間数分振り分け)となる。	
訪問看護手当(管理者)	管理者の訪問予定件数が週間予定表ベースで「週2日以上1日3件以下の訪問予定」または「週1日0件訪問予定」を予定し、職員相談、急な訪問対応、法令順守業務、有給消化の際の代行にあてた場合、訪問看護手当計算時に単価計算時は、40時間分控除して単価計算し、実際に支給する際は勤務時間通りの支給とする。	

◆ キャリア評価の高い管理者に昇給権限

管理者推薦手当は統括から依頼の受けた管理者が通常の評価以上に高評価と思える職員に対して統括に推薦して統括が承認する事で昇給する仕組み。上昇幅は月給は7,500円を上限、時給なら10～50円を上限とする。(毎年4月給与分より反映されるよう実施。※2023年は10月分、2024年は4月より)

◆ 特定技能手当規定

特定技能の日本語能力によって手当を支給

N1	10,000
N2	7,500
N3	5,000

◆ 夜勤について

深夜割増賃金及び夜勤者残業代	22時00分～翌日5時までの7時間は深夜割増賃金を支給。 1人夜勤事業所については休憩2時間分を残業代として支給。 1ヶ月変則労働制における時間外手当を支給。
----------------	---

◆ 私有車使用交通費清算

やむを得ない事情により、自家用車を使用した場合、以下の通り、距離に応じて私有車使用交通費を支給する。訪問事業所のサービスに入った場合の私有車清算は、上記直行直帰交通費清算となる。従って、事業所から出発する場合の私有車清算は、認めない。	
1 ^キ	20円

◆ オンコール手当

夜間帯17時～9時(事業所により若干異なる)にオンコール電話を受け持った職員に対して支給。オンコールは救急車対応時のみ出動可能で、対応した時間分は、出勤として扱い、翌日以降に管理者の判断により時間分、代休消化する。事業所規模に応じて1日あたりの手当が異なる→小規模多機能1日500円(登録20名以上で1,000)、サ高住中村原1日500円、サ高住大磯1日1,000円とする。	
職種	支給額
規程のある事業所で実施した職員に対し	1日500～1,000

◆ 訪問介護規程

基本給・処遇改善手当・みなし時間外・賞与・夜勤手当・オンコール手当は上記の通り。以下、訪問介護独自規程。	
手当の名称	支給額
訪問介護日勤正社員手当	1ヶ月の自分が入ったサービスの合計単位数が35,000単位を超えた分からは、介護報酬額の48.6%(介護福祉士は51.6%)を手当として支給。 このうち、処遇改善加算分は8.6%相当。
訪問介護夜勤専従正社員手当	1ヶ月の自分が入ったサービスの合計単位数が25,000単位を超えた分からは、介護報酬額の48.6%(介護福祉士は51.6%)を手当として支給。 このうち、処遇改善加算分は8.6%相当。
私有車使用交通費	私有車にて外部訪問に行った場合、1回の訪問介護サービスにつき100円の手当支給
土日手当	土曜日、日曜日に入った、1回の訪問介護サービスにつき100円の手当支給
管理者全体報酬手当	管理者に対し、1ヶ月の事業所売上が、3,000,000を超えた場合、10,000支給。3,500,000を超えた場合、20,000支給、4,000,000を超えた場合、30,000支給とする。

◆ 職員紹介手当

達成内容	支給額
職員を紹介し、その社員が6ヶ月勤務を継続され継続意思確認にて、紹介者及び入職者双方に紹介手当を支給します。 ※職種や年齢は問いませんが、募集をしていない事業所もあるので不明点は管理者まで問い合わせ願います。	
週40時間勤務者を紹介	紹介者100,000 入職者100,000
週4日勤務者を紹介	紹介者50,000 入職者50,000
週2～3日勤務者を紹介	紹介者20,000 入職者20,000
週1～2日勤務者を紹介	紹介者10,000 入職者10,000

◆ 小規模多機能型居宅介護からの入居者紹介

小規模多機能型居宅介護からの大磯または、中村原へ入居者を紹介し、実績があった場合、所属ケアマネに対して手当支給。但し、相手ケアマネが多機能連携加算を取れるように資料提供をする事。		
大磯中村原入居者紹介手当(本入居のみ)	1件につき	10,000

◆ 交通費

自転車、原付、自動車は距離に応じて支給。 車両の場合、最大1日1,250円、交通機関を使用する場合は、個別相談とする。 距離の計算はgoogleで得た数値を適用する。	
片道の距離	往復支給額
2 ^キ ～3.9 ^キ	150
4 ^キ ～9.9 ^キ	205
10 ^キ ～14.9 ^キ	325
15 ^キ ～24.9 ^キ	565
25 ^キ ～34.9 ^キ	805
35 ^キ ～44.9 ^キ	1,045
45 ^キ ～以上	1,250

◆ 無資格者研修受講費支給

介護事業所に入社後、半年継続勤務後、受講してもらった介護研修の費用として3,000円支給

◆ 制服代支給

ズボンの色指定がある事業所のみ対象。入社後、3ヶ月目の給与に3,000円支給

給 与 規 程 (パート)

株式会社 健康館

令和6年10月更新

■ 賃金の構成			
時間給(有資格上乘合)	送迎手当	訪問介護土日出勤	Pその他手当
特別手当	家族手当	訪問看護歩合	ケアマネ請求件数手当
活動手当	手工芸手当	交通費	加算減算
配属手当	訪問介護歩合	深夜割増賃金	大入り
勤続年数手当	訪問事務時間	日曜出勤手当	オンコール

時間外手当 名称 時間外労働、深夜割増賃金、夜勤者残業代、その他時間外、訪問看護時間外

■ 賃金について

1、賃金は労働に対する対価であるため、不就労に関しては支給しない。

■ 労働時間及び休憩時間

休憩時間については、1日の労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間をとる事とする。

■ 時間外労働計算方法

週40時間、1日8時間の法定労働時間を超えて働いた分を時間外労働(以下残業)として支給。
 残業に対して発生する賃金は、1時間あたりの賃金の25%増となる。
 $1時間あたりの賃金(時給) \times 1.25(割増率) \times 残業時間で算出。$

■ 給与支払日

月末締め翌月25日払い ※25日が土曜日・祝日にあたる場合、その前日に支給。

■ 賃金の支払い方法

賃金は、職員に対し、現金または指定する金融機関の口座に振り込むことにより賃金を支払うものとする。
 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは支払いのとき控除する。

- (1)源泉所得税
- (2)市町村民税(特別徴収対象者)
- (3)健康保険・介護保険料
- (4)雇用保険料
- (5)厚生年金保険料
- (6)労働者代表者との書面による協定により賃金から控除することとしたもの
- (7)会社支給の食事を注文した際の食事代
- (8)正社員寮の家賃

◆ 時給(時給＋有資格別処遇改善加算上乘せ分)

訪問介護職員については、別表参照。 資格と勤続年数に応じて支給。 時給が変わらない資格は、処遇改善加算対象外。			
資格	通常	評価B	評価A
初任者研修	1,200	1,235	1,255
実務者研修	1,210	1,250	1,270
介護福祉士	1,300	1,350	1,370
介護支援専門員	1,300	1,350	1,375
社会福祉士	1,300	1,350	1,375
精神保健福祉士	1,350	1,400	1,425
准看護師	1,800	1,800	1,800
正看護師	1,850	1,850	1,850
管理栄養士	1,250	1,300	1,325
理学療法士	1,850	1,850	1,850
作業療法士	1,850	1,850	1,850
栄養士	1,200	1,250	1,275
保育士	1,350	1,400	1,420
児童指導員	1,350	1,400	1,420
教諭免許	1,350	1,400	1,420
児童発達支援管理責任者B	1,428	1,478	1,498
主任介護支援専門員	1,350	1,400	1,425
鍼灸師	1,500	1,525	1,550
調理師免許	1,200	1,225	1,250
医療事務	1,162	1,162	1,162
手工芸	1,162	1,162	1,162
送迎運転のみ	1,162	1,162	1,162
送迎専従	1,200	1,225	1,250
無資格	1,162	1,162	1,182

処遇改善加算キャリアパス（有資格）

処遇改善キャリアパス (活動手当)	サポーターは統括監査部管理の実務研修に事業所リーダーとして活動している場合、支給。	
	名称	支給額
	サポーター	200
	副管理者	30
	サービスリーダー	70

処遇改善キャリアパス (勤続年数)	達成内容	支給額
	36ヶ月～	10
	60ヶ月～	20
	120ヶ月～	30

処遇改善キャリアパス (運転技術)	全車種運転手当はGハイエース運転可能な介護職員に対して支給。 ※秦野のみ	
	送迎専従は、誘導やある程度の軽介助ができる方の時給。	
	送迎運転のみは、介護職員が送迎時に同乗し、運転のみを実施し、介護を行わない勤務形態。	
	達成内容	支給額
	全車種運転手当	20

処遇改善キャリアパス (コミュニケーション技術)	コミュニケーション能力が優れている・会社が望む正社員相当の能力を有している職員に対して評価	
	達成内容	支給額
	統括会議にて決定	時給10～300円

◆ 訪問介護規程

手当の名称	支給額
訪問介護歩合	実施サービスの介護報酬額の48.6%(介護福祉士は51.6%また、このうち処遇改善加算分は8.6%相当。)を時給として支給。サービスに入っていない時間帯の業務は事務時間として処遇改善キャリアパス有資格の時給で支給。
私有車使用交通費	私有車にて外部訪問に行った場合、1回の訪問介護サービスにつき100円の手当支給
土日手当	土曜日、日曜日に入った、1回の訪問介護サービスにつき100円の手当支給

◆ 家族手当

当社の職員が扶養者で扶養児童が満18歳になるまで支給。 扶養を脱退、もしくは18歳になった時点で手当の権利が消失。 最大一人までの支給。	
支給額	10

◆ 配属手当

配属内容	支給額
管理者	100
居宅管理者	100
生活相談員	100
サ責	100
児童発達支援管理責任者	100
兼務 管理相談	150
兼務 管理サ	150
兼務 管理児	150
調理責任者	130
総務	50

◆ 時間外手当

1日8時間の労働を超えた時間分を2割5分増しにて支給。 但し、時間外が認められている業務がある事と残業届の提出が必要。
--

◆ 日曜出勤手当

日曜日に出勤した際、支給。 但し、夜勤者を除く。		
職種	支給額	
看護職員	1時間につき	300
その他職員	1時間につき	80

◆ ケアマネ手当

対象者：介護支援専門員業務者

時給以外に以下の手当が支給される。		
職種	支給額	
要介護者請求件数手当(居宅支援介護費 I 2)	1件につき	1,300
要介護者請求件数手当	1件につき	1,000
要支援者請求件数手当	1件につき	500
加算・減算手当	単位数	200%
大磯中村原本入居者紹介手当(小田原湯河原居宅のみ)	1件につき	10,000

◆ 訪問看護手当

対象者：訪問看護職員

手当の名称	支給額	
オンコール手当	夜間1日につき	500～2,500
オンコール手当	営業日外日中1日につき	4,200～10,000
歩合 正看護師 時給	30分訪問1件につき	2,100
歩合 正看護師 時給	60分訪問1件につき	3,900
時給 訪問看護手当	30分訪問1件につき	250(土曜祝日は400。日曜日は日曜出勤手当のみ支給)
時給 訪問看護手当	60分訪問1件につき	500(土曜祝日は800。日曜日は日曜出勤手当のみ支給)

◆ 交通費

自転車、原付、自動車は距離に応じて支給。
交通機関を使用する場合、最大1日1,250円(28,750/月)。
距離の計算はgooglemapで得た数値を適用。

職種	支給額
2 ^キ ～3.9 ^キ	150
4 ^キ ～9.9 ^キ	205
10 ^キ ～14.9 ^キ	325
15 ^キ ～24.9 ^キ	565
25 ^キ ～34.9 ^キ	805
35 ^キ ～44.9 ^キ	1045
45 ^キ ～以上	1250

◆ 私有車使用交通費清算

やむを得ない事情により、自家用車を使用した場合、以下の通り、距離に応じて私有車使用交通費を支給する。
訪問事業所のサービスに入った場合の私有車清算は、上記直行直帰交通費清算となる。従って、事業所から出発する場合の私有車清算は、認めない。

1 ^キ	20円
----------------	-----

◆ 特定技能手当規定

特定技能外国人による日本語検定N1～N3までを評価。

N1	100
N2	50
N3	30

◆ 手工芸専属配置手当

手工芸雇用専属職員に対し勤務時間外に実施している買い出し及び下準備費用として各手当を支給。1日の労働時間が6時間未満の手工芸専属雇用契約職員に対しては、下準備困難費用として下記の「1日の労働時間が6時間未満の者」の雇用契約出勤日数に応じた金額を追加支給する。

例：6時間以上の手工芸週1日雇用契約の場合、1190円のみ。

6時間未満の手工芸週1日雇用契約の場合、2190円が月額支給となる。

手工芸雇用契約状況	支給額	
週2日	月額支給	2,380
週3日	月額支給	2,380
週4日	月額支給	3,570
週5日	月額支給	3,570
1日の労働時間が6時間未満の者	支給額	
週2日	月額支給	4,380
週3日	月額支給	5,380
週4日	月額支給	7,570
週5日	月額支給	8,570

◆ 夜勤について

深夜割増賃金	22時00分～翌日5時までの7時間は深夜割増賃金を支給。 時給に25%の割増賃金を上乗せ支給。
--------	--

◆ 職員紹介手当

達成内容	支給額
職員を紹介し、その社員が6ヶ月勤務を継続され継続意思確認にて、紹介者及び入職者双方に紹介手当を支給します。 ※職種や年齢は問いませんが、募集をしていない事業所もあるので不明点は管理者まで問い合わせ願います。	
週40時間勤務者を紹介	紹介者100,000 入職者100,000
週4日勤務者を紹介	紹介者50,000 入職者50,000
週2～3日勤務者を紹介	紹介者20,000 入職者20,000
週1～2日勤務者を紹介	紹介者10,000 入職者10,000